

令和4年

第3回市議会定例会 意見書案第8号

政府の「難民」認定を国際水準まで高め、支援強化を求める  
意見書

上記の意見書案を函館市議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和4年9月13日提出

函館市議会議長 浜野幸子様

提出者	函館市議会議員	市戸 ゆたか
同	同	富山 悦子
同	同	紺谷 克孝

## 政府の「難民」認定を国際水準まで高め、 支援強化を求める意見書

政府が、ロシアの侵略から日本に逃れたウクライナ避難民への生活費や医療費支援を決め、地方自治体の支援も広がりを見せています。難民条約では、「人種、宗教、国籍もしくは特定の社会集団の構成員であることまたは政治的意見」を理由に迫害される危険のある人が「難民」と定義されています。国連難民高等弁務官事務所（U N H C R）が2016年に発表した「難民認定基準ハンドブック」では、「疑わしきは申請者の利益に」の原則が適用され、同ハンドブックを解説する「国際保護に関するガイドライン」においても、「2つ以上の国家間、国家と非国家武装集団の間、または様々な非国家武装集団の間における暴力が含まれる。ある武装集団を犯罪組織であるか、政治集団であるかといったように、殊更に分類することは、難民認定の目的の下では必ずしも必要でも、また決定的なものでもない」として、難民認定は人道支援の立場から定義が拡大解釈され、先進諸国のうちドイツで申請者の87%以上、イギリスで91%以上が難民として認定されるまでになっています。

政府並びに国会においては、難民支援で人道的な役割を積極的に果たすために、ウクライナ避難民を含めた「難民」認定における解釈や運用を、すでにほかの先進国で運用されている水準まで見直し、戦争や紛争から逃れた避難民などを広く「難民」として支援することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和4年9月 日

函館市議会議長 浜野幸子